

指定訪問介護事業所 管理者 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部 介護保険課)

令和 8 年度前期分同一建物減算に係る書類作成及び提出について (通知)

標記について、同一建物減算を算定している事業所につきましては、判定期間ごとに、利用者数の計算を行い、訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が 90%を超えた場合には、同一建物減算 (12%減算) の届出が必要となります。

つきましては、**同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所**において、今回通知の別添資料をよく確認され、加算届の別紙 1 0 を作成してください。さらに、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が **9 0 パーセントを超えた場合は、**正当な理由の有無に関わらず**加算届出書・別紙 1 ・別紙 1 0 を当課までご提出ください。**

提出された書類のうち、正当な理由の有無を当課において審査し、その結果については後日通知します。

なお、訪問型サービスについても訪問介護と同様に (ただし別々に) 計算を行い、訪問型サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものに占める割合が 90%を超えた場合には、同一建物減算 (12%減算) の届出が必要となります。その場合は訪問型サービスの加算届出書・別紙 1 ・別紙 1 0 を当課までご提出ください。ただし、生活ヘルプの数は計算に含めません。

記

1. 対象事業所

同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所
詳しくは別添 1 をご確認ください。

同一建物減算を算定していない訪問介護事業所は対象外です

2. 今回通知の添付資料

- ・別添 1 : 訪問介護費における同一建物減算の取り扱いについて
- ・別添 2 : 同一建物減算 (12%) Q&A
- ・訪問介護加算届
- ・訪問型サービス加算届

3. 作成書類

- ・別紙 1 0

※訪問介護と訪問型サービスは別々に計算し、別紙 10 を別々に作成してください。

裏面もご確認ください

4. 提出書類

別紙10を作成し計算した結果、90%を超えた場合に、以下の書類の提出が必要です。

- ・加算届一式（加算届出書・別紙1・別紙10）
- ・90%を超えて、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料も添付してください。

※訪問介護と訪問型サービスを別々に計算し、それぞれで90%を超えた場合は
それぞれの加算届一式が必要です※

5. 判定期間

令和8年度前期（令和8年3月～令和8年8月）

6. 提出期限

令和8年9月15日（火）※必着※

7. 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム 宛

8. 留意事項

- （1） 90%を超えない場合は、書類の提出は不要です。（作成した書類は、事業所で5年間保存してください。運営指導等で確認します。）
- （2） 新規指定により、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合でも、提出が必要です。

【お問い合わせ先】

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム 高尾

TEL 0942-30-9247

FAX 0942-36-6845

注）同一敷地内建物等の定義

この文書における「同一敷地内建物等」とは、訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものとする。

この定義は、従来の訪問介護事業所における同一建物減算に係るものと同じである。